

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 大分県
農業委員会名： 九重町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1306
自給的農家数	367
販売農家数	939
主業農家数	216
準主業農家数	111
副業的農家数	612

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1382
女性	644
40代以下	157

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	169
基本構想水準到達者	18
認定新規就農者	8
農業参入法人	0
集落営農経営	13
特定農業団体	0
集落営農組織	13

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,310.0	690.0				2,000.0
経営耕地面積	918.0	584.0	114.0	54.0	416.0	1,502.0
遊休農地面積	18.4	32.4				50.8
農地台帳面積	1,492.0	478.0				1,970.0

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	12	12	12

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,000.0 ha	829.6 ha	41.5 %
課 題	本町は中山間地であり1圃場当たりの面積も狭く耕作条件が厳しいのが現状である。その為、まとまった集積を行っていくことが困難である。また、高齢化や担い手不足等により、思うように成果が上がってない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 869.6 ha (うち新規集積面積 40.0 ha)
	目標設定の考え方:直近3カ年分の集積実績を考慮して決定。
活動計画	地元協議に参加をして人農地プランの実質化の推進を行う。 戸別訪問調査等を行い認定農業者等への集積へ結びつける。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	4 経営体	2 経営体	1 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	1.5 ha	0.7 ha	0.2 ha
課 題	新規参入を希望する者の掘り起こしが十分に出来ていない。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	0.8 ha
活動計画	新規就農者への相談対応。 圃場の確保。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,050.8 ha	50.8 ha	2.5 %
課 題	急傾斜の圃場など基盤整備が行われていない農地が遊休農地化しており、耕作条件等から受け手がおらず解消が難しい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3 ha			
	目標設定の考え方:平成31年度と同様の面積			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		23 人	8月～10月	10月～11月
	調査方法	農業委員及び農地利用最適化推進委員で、担当地区の利用状況調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	1月～2月	
その他	利用状況調査においてB判定となった農地について、現地確認を行い非農地判定を行う。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,000.0 ha	0.1 ha
課 題	農地の転用手続きの周知が十分に出来ていない。また草地改良事業を実施している原野において、所有者が農地の認識をしていない場合がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	随時の巡回・情報収集等により、違反転用事案の抑制、早期発見に努める。
------	------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入